

京都市まちの美化推進事業団定款

附 則（平成14年11月7日決定）

- 1 この定款は，統合の日（平成14年11月7日）から施行する。
- 2 推進事業団の統合当初の総会は，統合総会をもって代える。
- 3 推進事業団の統合当初の役員任期は，第14条第1項の規定にかかわらず，統合総会後，最初に開かれる通常総会終了の日までとする。
- 4 推進事業団の統合当初の会計年度は，第37条の規定にかかわらず，統合の日に始まる。
- 5 この定款の施行に伴い，京都市環境美化事業団定款及び京都市美化推進協会定款は廃止する。

附 則（平成27年5月26日決定）

- 1 この定款は，平成27年5月26日から施行する。